イベントの主催者、出店者及び関係者の皆様へ

福知山花火大会会場における火災事故の発生を踏まえて、宇都宮市火災予防条例を改正しました。
（8月1日・一部7月1日施行）

祭礼、縁日、花火大会や展示会など、不特定多数の人が参加するイベントで対象火気器具等(注)を使用する場合には、下記の事項が義務となります。

「消火器の準備」を義務付けます

※原則、対象火気器具等ごとに準備しなければなりませんが、対象火気器具等の使用実態に応じて、複数の人が共同で準備することも可能です。
（エアゾール式簡易消火具・家庭用消火器は不可）

「露店等の開設届出」を義務付けます

※原則、開設する人が届出なければなりませんが、イベントの主催者や露店等を統括する人が取りまとめて届出ることも可能です。
届出先は管轄の消防署・分署となります。

（注）対象火気器具等とは、液体や気体、固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具です。
具体的には、コンロやストーブ、発電機、ホットプレート、電気ポットなどです。

露店開設時の注意事項

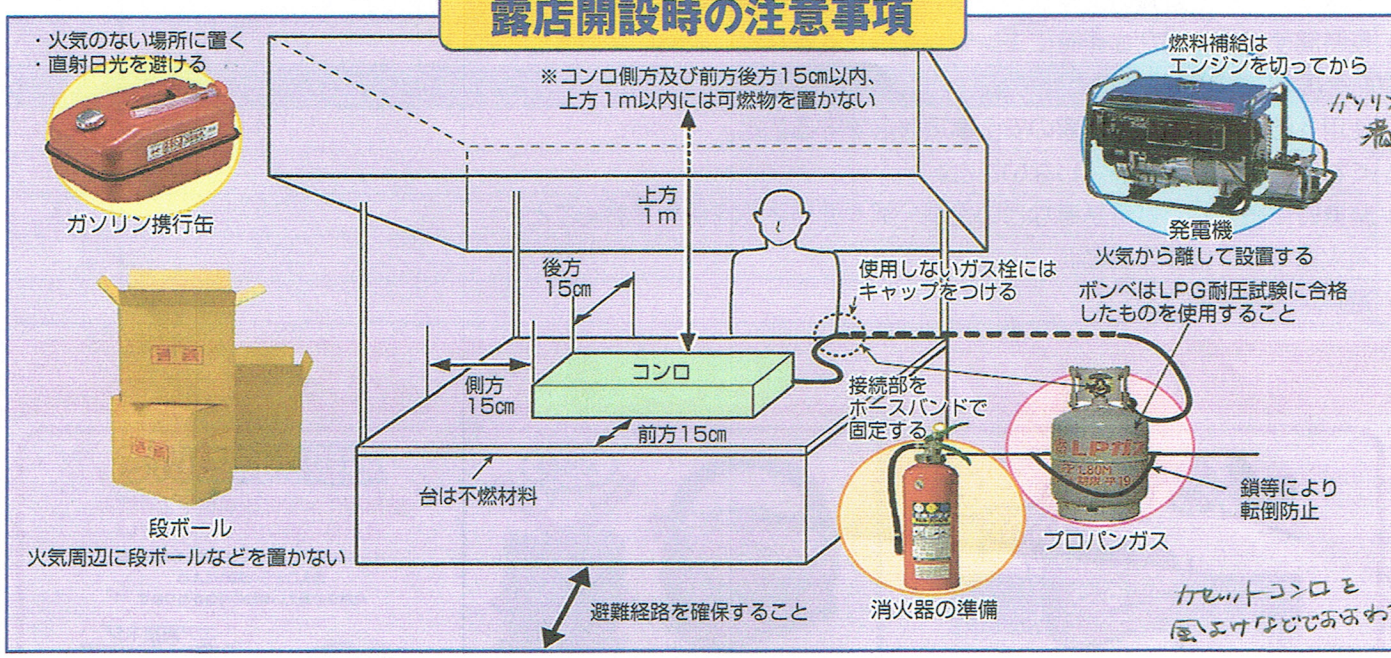

屋外で行われる特に大規模なイベントは、消防長が「指定催し」として指定し公示します

※指定催しの主催者に対し、「防火担当者」を選任すること及び開催日の14日前までに「火災予防上必要な計画」を作成し消防長に提出することを義務付けます。この計画を提出しなかった場合には、罰則を科します。

近親者によるバーベキュー、幼稚園などで父母が主催する行事、地域の人のみが集まる行事など、参加者の範囲が個人的つながりに限定されるイベントは、本条例の対象外になりますが、対象火気器具等の適切な取り扱いはもちろんのこと、消火器の準備に努めるなど、引き続き、火災予防にご協力をお願いします。

宇都宮市消防本部

対象火気器具等を使用する際のチェックポイント

	チェック項目	チェック欄
	①ガソリン容器の取扱いに関する事項	
1	ガソリンは金属製容器で貯蔵するとともに、高温となるところや直射日光をさけ、通気の良い場所に保管すること。	
2	容器の蓋を開ける前にエア調整ネジを緩めて内圧を抜くこと。	
3	ガソリンを取扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を使用しない。	
	②ガスコンロの取扱いに関する事項	
1	使用中は、その場を離れない。	
2	不燃性の台上で使用すること。	
3	コンロの上方１ｍ以内、周囲15㎝以内に可燃物を置かない。	
4	振動や衝撃で容易に転倒、又は落下するおそれのないよう据え付けること。	
5	始業前及び終了時には点検を行う。	
	③プロパンガスに関する事項	
1	ボンベは水平な場所に置き、転倒しないような措置を講じること。	
2	直射日光や火気の近くを避け、風通しの良い場所に置くこと。	
3	ホースはひび割れ、劣化したものを使用しないこと。	
4	コンロとホースの接続部には、ホースバンドを取り付けること。	
5	使用しないガス栓にはゴムキャップを付けておくこと。	
6	使用後は器具栓だけでなく元栓も締めること。	
	④発電機の取扱いに関する事項	
1	燃料を補給するときは必ずエンジンを止め、安全な場所で給油すること。	
2	火気から離れた避難の支障とならない位置で使用すること。	
3	長時間使用する場合は適時にエンジンを停止するなど、過熱に注意すること。	
	⑤その他に関する事項	
1	使用する際は、取扱説明書の安全事項を必ず守ること。	
2	くわえタバコでの給油はしないこと。	
3	緊急時に備えて、避難誘導などの役割分担や連絡体制を決めておくこと。	
4	消火器等を準備すること。	
5	避難経路を確保すること。	

ガソリン携行缶の正しい使い方

危険性について

ガソリンは気温が−40℃でも気化し小さな火源でも引火し爆発的に燃焼する物質です

軽油は+40℃で気化します

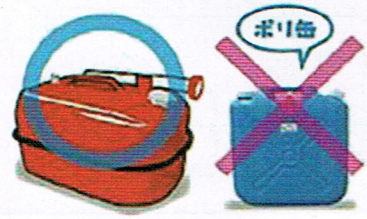

容器について

灯油用ポリエチレンかんにガソリンを入れることは非常に危険です

ガソリンを入れる容器は消防法令により一定の強度のある材質を使用することと容量が制限されています

取扱いについて

使用時には取扱説明書をよく読み適正な取扱いをしてください

パッキンの劣化、キャップの締め方の不備等
注入口からの漏れによる
危険物の漏えい事故の報告があります

【お問合せ先】

消防本部予防課	028−625−5505	河内分署	028−673−6695	宝木分署	028−622−1850
中央消防署	028−625−3453	上河内分署	028−674−3001	城山分署	028−652−0110
東消防署	028−663−0119	平石分署	028−661−5521	陽南分署	028−658−6821
西消防署	028−647−0119	清原分署	028−670−5590	簗下分署	028−638−8267
南消防署	028−653−0119	富屋分署	028−665−0019		

宇都宮市消防本部

エンジン発電機を安全にお使いいただくために。

作業をはじめる前に

●運転する前には必ず点検を

傷んだケーブルや、接続ネジの締め付けが不十分だと、発電機や電動器具を破損したり、感電や漏電の原因となり大変危険です。ケーブルの傷みは修理し、確実に接続ネジを締め付けてください。

●換気に注意

排気ガスには、有害なCO(一酸化炭素)が含まれています。COを吸いこむと、CO中毒により命を落とす可能性もあります。排気は必ず風通しのよい場所に向けてください。

室内、車内、倉庫、トンネル、井戸、船倉、タンク内などや換気の悪い場所では発電機を絶対に使用しないでください。また、排気が人家に入りそうな路上などでも絶対に使用しないでください。

●発電機は水平に設置

発電機は平坦で堅い場所に置いて使用してください。
小石、土、砂利などで凸凹していたり、軟らかい所や傾斜地では使用しないでください。発電機が転倒し、発電機本体や電動器具の故障だけではなく、思わぬ事故を起こす可能性があります。

●雨や水のかかる場所では使用しない

雨や水で濡れた発電機や電動器具を使用したり、また、濡れた手で操作すると感電することがありとても危険です。

●火気厳禁

燃料、油脂、不凍液(原液)は引火性の強い危険物です。取り扱いには十分注意し、タバコ、ライターなどの火を近付けないこと。また、火気を使用する近くには絶対に設置・保管しないようにしてください。

作業中

●作業中はまわりに燃えやすい物を近づけない

発電機から出る排気ガスは熱くなります。まわりに危険物(油脂類、プラスチック、火薬など)や燃えやすいもの(わらくず、紙くずなど)は近付けないでください。また、発電機の周囲を囲ったり、箱をかぶせたりしないでください。発電機本体や電動器具を損傷するだけでなく、思わぬ事故を起こす可能性があります。

●火傷や感電に注意

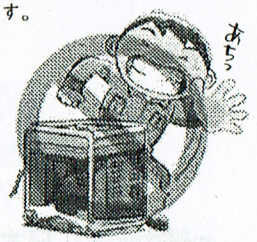

使用中や停止直後の発電機はエンジン本体やマフラなどが非常に熱くなっています。エンジン本体やマフラなどに触れたり、物をのせないでください。火傷や火災事故を引き起こすおそれがあります。また、運転中は出力端子には絶対触れないようにしてください。感電や火傷をするので危険です。

●異常を感じたらすぐにエンジンを止める

使用中に音、におい、振動などで異常を感じたら直ちにエンジンを停止し、お買いあげ販売店またはサービス店にお申しつけください。

●燃料の補給はエンジンを止めてから

燃料は非常に引火しやすく、また、気化した燃料は爆発して死傷事故を引き起こすおそれがあります。燃料を補給するときは、必ずエンジンを停止し換気の良い場所で行ってください。

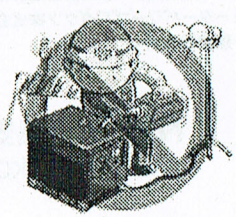

●発電機から離れる場合はエンジンを止めてから

発電機から離れるときは、必ずエンジンを止め、発電機本体から電動器具のコンセントを外してください。いたずらなどで電動器具が動きだし、思わぬ事故を起こす可能性があります。

作業後

●水洗いはしない

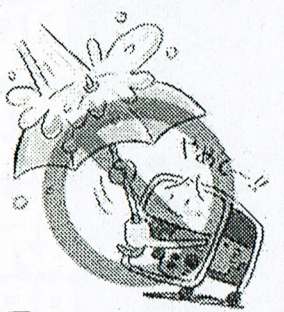

発電機の電装部品の故障やショートを起こす可能性があります。また、湿気や凍結により使用時に感電するおそれがあります。保管する場合も雨や雪に濡れない所に保管してください。搬送の際はカバーなどを掛け雨などがかからないようにしてください。

●長期保管は燃料を抜いて

長期保管前には、燃料タンク、キャブレータ(気化器)内の燃料を抜き取り、発電機を火気や、湿気、凍結のおそれのない所に保管してください。抜き取った燃料は火災や爆発の危険性がありますので適切な処理をしてください。

●点検や清掃はエンジンを止めてから

点検や清掃をするときは必ずエンジンを停止し、誤ってエンジンが始動しないようにエンジンスイッチを切り、点火プラグキャップを取り外して行ってください。また、エンジン停止直後のエンジン本体やマフラなどは非常に熱くなっています。火傷をしますので、各部が十分に冷えてから作業を行ってください。

安全ラベル

発電機を安全に使用していただくために、本体には安全ラベルが貼ってあります。安全ラベル内容を確認してからご使用ください。

●ガソリン携行缶取扱注意事項 噴出注意!

- ●周囲の安全を確認してください。
- ●フタをあける前にエンジンを停止、携行缶のエア抜きをしてください。
- ●直射日光のあたる場所や高温の場所で保管しないでください。